

議長	事務局長	次長	総務係長	書記

委員会記録簿
(開会中)

委員会名	第7回 産業厚生常任委員会		
開会日時	令和3年12月17日 9時00分 開会		
	令和3年12月17日 11時51分 閉会		
場所	第1委員会室		
出席者数	委員定数8名中、出席者8名		
出席委員	大下 正幸	芦田 宏治	—
	田邊 介三	児玉 史則	熊高 昌三
	秋田 雅朝	金行 哲昭	石飛 慶久
欠席委員	—	—	—
説明のため 出席したも の	職名	氏名	職名
	市長	石丸 伸二	副市長
	市民部長	福井 正	福祉保健部長
	産業振興部長	重永 充浩	建設部長
	税務課長	竹本 繁行	健康長寿課長
	健康長寿課特命担当課長	中村由美子	子育て支援課長
	保険医療課長	井上 和志	農林水産課長
	管理課長	神田 正広	住宅政策課長
	すぐやる課長	河野 恵	上下水道課長
	上下水道課特命担当課長	佐々木 宏	税務課市民税係長
	税務課資産税係長	森川 哲也	農林水産課農林土木係長
出席した 事務局職員	農林水産課林業水産係長	国広 康徳	—
	議会事務局次長	國岡 浩祐	議会事務局総務係長
	総務係主任主事	岡 憲一	—

1. 会議日程

別紙のとおり

2. 会議に付した事件

(1) 議案審査【市民部】

①議案第 71 号 安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

②議案第 72 号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(2) 議案審査【福祉保健部】

①議案第 73 号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(3) 報告事項【福祉保健部】

①新型コロナワクチン接種について

②令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金について

(4) 議案審査【建設部】

①議案第 74 号 市道の路線認定について

(5) 報告事項【建設部】

①安芸高田市有常友住宅・甲田住宅新規入居者の募集停止について

②令和 3 年発生公共土木施設災害の状況について

③広島県水道企業団事業計画骨子（案）について

④安芸高田清流園の資源化設備の休止について

(6) 報告事項【産業振興部】

①令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による農地・農林業施設災害の状況について

(7) その他

①閉会中の継続調査について

3. 議事の経過

【開会 9:00】

○大下委員長	<p>ただいまの出席委員は8名である。定足数に達しているため、これより第7回産業厚生常任委員会を開会する。</p> <p>本日の議題は、お手元に配付している日程のとおり、4件の議案審査及び7件の報告事項を受けていく。</p> <p>議事に先立ち、石丸市長より挨拶を受ける。</p>
○石丸市長	(挨拶)

(1) 議案審査【市民部】

①議案第71号 安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

○大下委員長	執行部より説明を求める。
○福井市民部長	本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、安芸高田市過疎地域持続的発展計画に定める産業振興促進区域及び振興すべき業種の固定資産税について課税免除を行うため、条例を制定するものである。詳細は担当課長より説明する。
○竹本税務課長	<p>本条例案は、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、「安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」を新たに制定するものである。</p> <p>条例案の内容は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（第8条第1項）に規定する市町村計画に記載された（同条第4項第1号に規定する）産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、旅館業（下宿営業は除く。）、農林水産物等販売業又は情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の3年間の課税免除について必要な事項を新条例として定めるものである。</p> <p>資料中段の【取得価額要件】をご覧いただきたい。</p> <p>旧過疎法に基づく従来の条例（過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例）と比較して、情報サービス業等を追加し、新設・増設以外の改築・改修が新たに対象とされた点、また、製造業・旅館業については、資本金額に応じて取得価額を設定し、農林水産物等販売業・情報サービス業等については資本金額にかかわらず、取得価格要件が2,700万円超えであったものが500万円以上を免除の対象要件として緩和され、より多くの設備投</p>

	<p>資を促すものである。</p> <p>なお、条例に基づき課税免除を行った場合、減収部分の 4 分の 3 が普通交付税で補填されることとなる。</p> <p>説明資料の 2 ページには、旧過疎法による課税免除の件数及び免除額を参考として掲載している。</p> <p>続いて議案書をご覧いただきたい。</p> <p>第 1 条では条例の趣旨、第 2 条が課税免除に要件や免除期間を定めた課税免除の範囲、第 3 条が申告期限や記載内容を定めた課税免除の申告、第 4 条が委任について規定している。</p> <p>最後に附則として、施行期日は公布の日だが、令和 3 年 4 月 1 日に遡って適用を開始し、令和 6 年 3 月 31 日をもって失効する。</p>
○大下委員長	これより質疑を行う。質疑はあるか。
○秋田委員	今の条例案の中で、施行期日が令和 3 年 4 月 1 日からで令和 6 年 3 月 31 日限りでその効力を失うと。その他もろもろ書いてあるが、説明資料で免除期間 3 年というのがあり、この 3 年というのは、固定資産税の見直しが 3 年ぐらいだったかどうかということも踏まえて 3 年という期日が決まったものなのか。
○竹本税務課長	<p>この免除期間 3 年というのは、制定されてから 3 年の 3 月 31 日限りというのとは連動はしていない。</p> <p>その間に取得された方が翌年度から固定資産税が課税されるが、課税され始めてから 3 年間免除されるということである。この条例が、たまたま 3 年後の 6 年 3 月 31 日で失効するということである。</p>
○秋田委員	条例が 6 年 3 月 31 日で失効ということになると、それを過ぎた時に失効や施行期日等を変えてまた改めて条例を作ることではないのか。
○竹本税務課長	従来の旧過疎法というのがあるが、それについても、期限を少しづつ延ばしてきた経緯がある。新過疎法についても、延びてくるんではなかろうかと思われるが、それが延びた時点では、6 年 3 月 31 日で効力を失うというところがまた延びてくるんではなかろうかと思っている。
○秋田委員	<p>理解した。</p> <p>次に、説明資料で産業振興促進区域内において振興すべき業種に 4 項目掲げてあるが、これに新たに情報サービス業を追加したと説明を受けた。どういったものがこれに入るのか。</p>
○竹本税務課長	このたび、新たに追加された業種が先ほど言った情報サービス業等ということであるが、中身としては、情報通信技術利用事業、例えば通信販売であったりコールセンター、市場

		調査である。あとは、情報サービス業、情報処理提供サービス、ソフトウェア業などが想定されている。
○石飛委員		2 ページの第 3 条の件で、課税の免除の申告ということで申告制ということになっているが、1 月 1 日現在で土地を所有するということがわかって、市のほうで固定資産税台帳を整理されると思う。そのときに該当者は大体見える。通達するということはないのか。
○竹本税務課長		確かに土地の異動については把握ができるが、取得価格等もあるので、こういう制度が受けられますよという通知をする予定には特にていない。
○大下委員長		<p>他に質疑はあるか。 (なし)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>これより討論を行う。討論はあるか。 (討論なし)</p> <p>討論なしと認め、討論を終結する。</p> <p>これより、議案第 71 号 安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の件を、起立により採決する。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求める。</p> <p>(起立多数) ※全員起立 起立多数である。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決した。</p> <p>以上で、議案第 71 号の審査を終了する。</p>

②議案第 72 号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○大下委員長		執行部より説明を求める。
○福井市民部長		本条例改正は、国民健康保険制度で世帯に未就学児である被保険者がいる場合において、当該世帯の納税義務者に対して賦課する被保険者均等割額について、子育て世帯の経済的負担の軽減から、当該被保険者均等割額を半額に減額するための一部改正条例である。詳細は担当課長より説明する。
○竹本税務課長		<p>本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 3 年政令第 253 号）が令和 3 年 9 月 10 日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものである。</p> <p>国民健康保険税は、応益と応能に応じて設定されているが、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、全世帯の未就学児</p>

	<p>に係る応益部分のうち被保険者均等割額について 5 割軽減するものである。</p> <p>低所得世帯に対しては応益部分の保険税を 7 割、5 割、2 割の軽減措置が講じられており、その場合は減額後の被保険者均等割額について 5 割軽減する。</p> <p>例えば、7 割軽減対象の場合、残り 3 割の半分の 1.5 割を減額することになるので、7 割軽減と併せて 8.5 割の軽減となる。</p> <p>軽減された税額は、国が 2 分の 1、県と市が 4 分の 1 ずつ負担することとなっている。</p> <p>次に議案書について説明する。</p> <p>下段に下線を引いた第 23 条第 2 項を新たに追加しているが、こちらが先ほど説明した未就学児がいる場合に均等割額を減額するよう規定している。</p> <p>第 1 号が医療給付費分で「ア」が 7 割軽減をしている世帯に対して 4,140 円の減額、「イ」が 5 割軽減をしている世帯に対して 6,900 円の減額、「ウ」が 2 割軽減をしている世帯に対して 11,040 円の減額、「エ」が軽減なしの世帯に対して 13,800 円の減額をするよう規定している。</p> <p>また、第 2 号が後期高齢者支援金分で、同じく 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減、軽減なしの世帯に対する減額を規定している。なお、これらの減額は未就学児 1 人に対する金額となっている。</p> <p>令和 3 年 9 月末現在での本市の影響額は、未就学児が 71 人で医療給付費分が 662,400 円、後期高齢者支援金分が 220,800 円の合計 883,200 円が減額される。</p> <p>その他の改正箇所は第 23 条第 2 項を追加したことによる規定の整備等である。</p> <p>附則として施行期日等を定めている。</p>
○大下委員長	これより質疑を行う。質疑はあるか。
○田邊委員	説明資料の 3 ページの国、県、市町村の負担割合で、市町村 4 分の 1 ということだが、具体的に金額はどれくらいを想定しているのか。
○竹本税務課長	令和 3 年 9 月末での本市の影響額が 88 万 3200 円と説明させていただいた。市町村についてはそのうちの 4 分の 1 なので、約 22 万円分が市の負担ということになる。
○大下委員長	他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 これより討論を行う。討論はあるか。

		<p>(討論なし)</p> <p>討論なしと認め、討論を終結する。</p> <p>これより、議案第 72 号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決する。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求める。</p> <p>(起立多数) ※全員起立</p> <p>起立多数である。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決した。</p> <p>以上で、議案第 72 号の審査を終了する。</p> <p>説明員入替のため暫時休憩する。</p>
--	--	---

暫時休憩【9：18～9：19】※説明員入替（市民部退室、福祉保健部入室）

(2) 議案審査【福祉保健部】

①議案第 73 号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○大下委員長		<p>休憩を閉じて会議を再開する。</p> <p>執行部より説明を求める。</p>
○大田福祉保健部長		<p>本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、令和 4 年 1 月 1 日から産科医療補償制度が見直され、出産育児一時金等の支給額の改定が行われたことに伴い、条例の改正を行うものである。詳細は担当課長より説明する。</p>
○井上保険医療課長		<p>昨年 12 月に開催された厚生労働省の「社会保障審議会医療保険部会」において、「産科医療補償制度」の見直しが行われ、令和 4 年 1 月以降の出産 1 分娩あたりの掛金が現行の 16,000 円から 12,000 円に引き下げられた。</p> <p>これに伴い、令和 3 年 8 月 4 日に公布された「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」によって、令和 4 年 1 月 1 日以降の出産育児一時金の額が 40 万 4 千円から 40 万 8 千円に改正されることを受け、本市の国民健康保険条例第 5 条に定める出産育児一時金及び加算の額を改正するものである。</p> <p>議案書の説明をする。</p> <p>議案書の裏面、条例第 5 条であるが、出産育児一時金として、現行の 40 万 4 千円を 40 万 8 千円に改正し、合わせて産科医療補償制度の掛け金相当額である加算を、現行の 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に改正するものである。</p> <p>施行期日は政令に定める令和 4 年 1 月 1 日からとし、施行期日より前に出産された場合の出産育児一時金の額は従前の例とする。</p> <p>なお、国民健康保険における近年の出産育児一時金支給状況だが、平成 31 年度が 7 件、令和 2 年度が 6 件、令和 3 年度</p>

		が 4 月から 10 月末時点までにおいて 8 件となっている。 また、用語の解説については記載のとおりである。
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○石飛委員		説明資料の 4 項目目、出産育児一時金の支給実績の件で、平成 31 年度 7 件と書いてあるが、金額ベースで給付額はいくらの金額になるか。
○井上保険医療課長		1 件当たり 42 万円支給しているので、294 万円となっている。
○石飛委員		安芸高田市の保険医療課から示された、安芸高田市の国保の、その他の保険給付の支給状況の表の中には、令和元年度出産育児一時金、件数が 8 件、給付金額が 292 万 3,820 円となっている。金額的には一緒だが、件数が違うという状況になっているのではないか。
○井上保険医療課長		平成 31 年度、それから令和 2 年度にかけて、年度をまたいで出産された方がおられる。この出産一時金というのは、医療機関に対して出産の費用をお支払いさせていただいて、もし 42 万円に満たない部分があれば、ご本人からの請求により、ご本人さんに差額をお支払いするものとなっている。 平成 31 年度と令和 2 年度とまたがっており、平成 31 年度に医療機関にお支払いして、令和 2 年度に御本人さんに差額をお支払いしたというケースが 1 件ある。そのため、差異が出たものと思われる。
○石飛委員		金額の差はないと思うが、件数に差があるのではないかと言っている。どちらか統一していたほうがいいのではないか。
○大下委員長		暫時休憩する。
暫時休憩【9:26~9:28】		
○大下委員長		休憩を閉じて会議を再開する。
○井上保険医療課長		件数は 7 件で間違いない。
○熊高委員		改正の概要のところで、現行と改正後で総額は 42 万円で一緒だが、加算額が 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に変わることである。この変わるという意味は、どういうふうに影響するのかが私には理解ができていない。その辺についての影響は何かあるのか。
○井上保険医療課長		この産科医療補償制度については、平成 21 年 1 月にこの制度が創設されて、当初は 35 万円に 3 万円の加算を加えたものでスタートした。定期的に見直しが行われている支払い利金というものがあり、保険料と給付のバランスを計算して定期的に改正が行われている。今回の改正においては、余剰金が生じたということで 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に引下げられたということとなっている。

		あわせて、補償対象の基準の改正も行われて、令和3年12月31日までに生まれた児童は、低酸素状態というのが補償の条件となっているが、1月1日からは、低酸素状態であるという条件が撤廃されて、在胎週数28週以上であるというのみが要件となっているので、補償の要件も緩和されているという状況である。
○熊高委員		総額は変わらないが、加算額が4,000円変わっただけということで、当事者には何の影響もないということか。今のように、補償額とかいろんな要素があるようだが、その辺がどんなふうに影響するのかが知りたい。
○井上保険医療課長		加算額を除いた金額が40万4,000円から40万8,000円に改正されたことに伴って、この42万円のうちの、本人さんの手元に残るお金が若干上がったということになる。
○大下委員長		どのように影響があるのかということではないのか。今、1万6,000円加算されるのが1万2,000円に変わることの影響はどうかということを聞かれている。
○井上保険医療課長		この1万6,000円が1万2,000円に変わったことによって、本人さんの手元に残るお金がこの差額分だけ増えたということになる。
○熊高委員		差額分というと、4,000円だけが残るという意味か。
○井上保険医療課長		そのとおりである。
○熊高委員		私が制度そのもの全体をよく理解できていないからかもわからないが、加算額が4,000円減ったら手元に残るのが4,000円減るということなのか。
○井上保険医療課長		内訳の中で、この1万2,000円の部分については、保険料として支払われる所以、この残りの部分が出産一時金に相当するお金として残る部分になる。当然、出産費用としてかかった部分についてはそちらに支払われ、残った部分については、ご本人さんにお支払いするという形になる。 また、足りない部分については、本人さんがお支払いいただくが、その部分が4,000円ほど減ったという形になる。
○熊高委員		要は当事者には有利になったというふうに理解していいか。
○井上保険医療課長		そのとおりである。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 これより討論を行う。討論はあるか。 (討論なし) 討論なしと認め、討論を終結する。

	<p>これより、議案第 73 号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を起立により採決する。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求める。</p> <p>(起立多数) ※全員起立</p> <p>起立多数である。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決した。</p> <p>以上で、議案第 73 号の審査を終了する。</p>
--	---

(3) 報告事項【福祉保健部】

①新型コロナワクチン接種について

○大下委員長	執行部より説明を求める。
○大田福祉保健部長	<p>ワクチン接種の実施については、市医師会、医療関係者の皆様の多大なる御尽力に対し、深く感謝している。本日は、12月1日現在の本市の接種状況、また、これから実施予定の3回目の接種のスケジュール等について、資料に基づき、担当課長から説明をさせていただく。</p>
○中村健康長寿課特命担当課長	<p>新型コロナワクチン接種について、接種状況と本市における3回目の接種について説明する。</p> <p>まず1回目、2回目の初回接種の接種状況についてである。</p> <p>既にホームページで公表しているが、12月1日現在で、1回目は12歳以上の対象者の88.8%、2回目が87.9%の方が接種を済ませておられる状況である。現在も市医師会の協力を得て、市内診療所において個別接種を継続実施しているところである。</p> <p>続いて、3回目接種、追加接種についてである。</p> <p>国は新型コロナワクチン接種の期限を、当初、令和4年2月28日までとしていたが、3回目接種が追加となったため、令和4年9月30日までに延期とすることになっている。接種対象者は、現在、2回目接種からおおむね8か月以上経過した18歳以上の方として計画をしている。</p> <p>報道では、2回目接種から8か月経過しなくとも、できるだけ早く接種を進めるよう国が求めているようだが、医師会や医療機関等の認定調整を含めた協議、そして接種券等の準備の都合上、本市では、8か月以上経過した方への3回目接種の準備を進めているところである。</p> <p>使用するワクチンだが、市が接種を行った1回目2回目の初回接種では、国から配送されたファイザー社製のワクチンを使用し、市内1か所で実施された職域接種では、モデルナ社製のワクチンが使用されたところである。3回目の接種では、現在も使用しているファイザー社製のワクチンを当面使</p>

用していくことになるが、今後、3回目接種用に配達されるワクチンの半分がモデルナ社製になると県から情報が入っている。ワクチンの使用については、県や医師会と協議をし、市民の皆様にも情報を公開していくように考えている。

次にスケジュールである。

初回接種は、医療従事者から開始したので、おのずと3回目も医療従事者からの接種となる。先月22日に接種券を発送し、新しい情報によると、吉田総合病院では1月12日から接種開始、そして、市医師会の接種が1月20日を予定されていると確認している。

続いて、入所施設の高齢者と従事者の順番となるが、本日、接種券を発送し、1月中旬から各施設において、市内医師会の先生方のご協力を得て接種を行う予定である。

一般高齢者には、1月中旬に接種券を発送し、2月中旬からの接種を、そして、65歳未満の方には、2月中旬に接種券を発送し、3月中旬から接種を開始する予定である。

接種方法は、初回接種同様に集団接種を基本として、集団接種に来ることが出来ない方は主治医と相談していただいて、診療所または往診時などの個別接種を受けていただく計画である。

次に接種体制だが、医療従事者と入所高齢者・従事者は、初回接種同様に医療機関や入所施設において接種を行う。その他の市民の方の接種会場は初回接種の会場と同じ各文化センターを予定しているが、初回接種の反省点を生かし、次の2点を改善していきたいと考えている。

まず、改善の1点目、初回接種において1人ずつ接種の予約を入れてもらっていたが、電話が通じにくい状況が数日間続いたことを反省点として、65歳以上の一般高齢者の方には、接種する日をあらかじめこちらで指定し、都合の悪い方のみ変更の連絡を入れていただく段取りにしたいと考えている。65歳未満の方の予約については、今までと同様にインターネットか電話で予約をしていただくようにしたいと思っている。65歳未満の初回接種は約9割の方がインターネットで予約をされたので、電話が通じにくいなどの混雑はなかった。

改善の2点目としては、職員等で行っていたコールセンターーや会場設営等を業者に委託して行うという点である。改善した理由としては、接種期間が長期にわたり、職員の通常業務への負担が大きく、本来担当している業務の進捗が困難な状況が出ており、職員の体調管理の面からも委託をするということを検討したところである。

		<p>いずれにても、3回目の接種では、今までのノウハウを生かして、希望する方が確実に接種を受けられるよう、関係機関と十分連携を図り、職員一丸となって対応したいと考えている。</p> <p>なお、5歳から11歳の方の接種についても、準備を進めるよう国や県から指示があるが、大人が接種するのとは随分段取りが違ってきてるので、現在、県や市医師会、吉田総合病院と協議をしているところである。</p>
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○熊高委員		<p>新型コロナワクチン接種については非常に皆さん努力をしていただいて、順調にいってるというふうに私も評価をしている。</p> <p>1点、使用するワクチンについて、ファイザー社からモデルナに移行する場合もあるというふうに今言われたと思うが、それについてもう少し詳しい状況を聞きたい。国等の流れもあると思うが、接種を受ける皆さんがどのように受け止めるかというのが1番、不安のある部分だと思う。その辺についての周知、あるいは説明、そういうものについてはどのようにお考えか伺う。</p>
○中村健康長寿課特命担当課長		<p>今言われたように、ワクチンの供給は、半分がファイザーで半分がモデルナが入るということだけは確実に情報として入ってきている。それ以上のことが今のところ情報としてないので、国や県の動向を注視しながら、医師会の先生方と協議をして決めていきたいと今のところ考えている。</p> <p>また、決まった結果を市民の皆様には公表していきたいと考えている。</p>
○熊高委員		ファイザーからモデルナに変わった時に、影響はないという話もだんだんに高まっているが、市民のその辺の不安感をどのように取り除くかという取組はどのように考えておられるのか伺う。
○中村健康長寿課特命担当課長		ファイザー社製を受けておられる方がモデルナを受けるということになると、皆さん大変不安を感じられるかと思うが、それらの効果であったり副反応であったりというところも、国や県からの情報がまだ入っていないので、入り次第いろんな方法を使って市民の皆様にお伝えしたいと考えている。
○田邊委員		1回目2回目の接種状況が約9割弱ということであるが、やはり3回目もこれぐらいの数値を想定されているという認識でよいか。
○中村健康長寿課特命担当課長		3回目接種の希望者の状況というのが今全くつかめていな。そのため、9割近い方が接種されるかどうかというのは

		今のところわからない。
○金行委員		<p>1回目 2回目をやっておられない方の優先順位をどのようにされるか伺う。</p> <p>1回目 2回目をやっておられない方が、やったほうがいいということで希望された時にどういう処置をとられるかお聞きする。</p>
○中村健康長寿課特命担当課長		<p>現在、1回目 2回目を受けておられなくて、希望される方からの申込みが日々入ってきている。</p> <p>情報が入り次第、医師会の先生と協議をして、日程を決めて、各診療所に行っていただいて接種を受けていただいているところである。</p>
○児玉委員		<p>今のモデルナかファイザー、これが5割ぐらいということだったが、これをどういう形で選んでいくのか。例えば、住民の皆さんから希望を聞くのか、あるいは5割ということになるともう強制的に当てはめていくのか、いろいろ議論があるんだろうと思う。</p> <p>ただ、そういったことを考えていくと、いろいろ期間の問題があるが、もし市民の皆さんがファイザーを希望されたらファイザーの数が足らない。そうなると入荷を待つ形になるだろうから期間が延びる等のいろいろ障害が出るんだろうと思う。</p> <p>5割 5割という今の状態で、希望を聞いていくのか、あるいは、モデルナとファイザーをきっちりと行政側で分けてお知らせしていくのか。そういう判断を、どの時点でやられるのか。それによって、後ろが非常に変わってくるのではないかと思うがその辺はどうか。</p>
○大田福祉保健部長		<p>今回のモデルナ、3回目の薬事の承認がとれたのがこの間であり、我々のところに実際にどれだけの量が入ってくるかというのは未定である。</p> <p>薬事法によると、会場において従来打っていた量を半分にということがモデルナのほうは決まっている。</p> <p>なので、どれだけの量が入ってくるかによって、どういう形のスケジュールになるか、これについても未定である。</p> <p>市民の皆様に、安心して接種をしていただけるような体制については、供給量がはっきりした上でどういう形をとっていくかをお知らせしたいというふうに考えている。</p>
○大下委員長		<p>他に質疑はあるか。 (なし)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>以上で、新型コロナワクチン接種についての報告を終了す</p>

る。

②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

○大下委員長	執行部より説明を求める。
○大田福祉保健部長	<p>国は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として令和3年11月19日に閣議決定し、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する取組としてこの特別給付を実施することを決めた。</p> <p>しかしながら、國の方針が二転三転し、担当部局としても予算、支給方法、案内通知など、様々な事務処理に対し、焦燥感に駆られながら実施してきた。</p> <p>本市の支給方法について、資料に基づき担当課長から説明する。</p>
○久城子育て支援課長	<p>本給付金の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を経済的に支援する取組として給付を行う。</p> <p>支給対象になる児童は、令和3年9月分の児童手当を受給している児童、つまり中学生以下の児童。それと、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童、つまり高校生等。それと、令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた新生児である。</p> <p>支給対象者は、世帯の生計を維持する程度の高い方、つまり、所得の多い方である。公務員については、現在支給している児童手当は勤務先が支給しているが、本給付金については、本市が支給する。児童手当の所得制限に準じているが、特例給付、約960万以上の方は対象外となる。児童養護施設等へ入所中の児童については、住所地の市町村が施設に支給を行う。</p> <p>給付額は、支給対象児童1人当たり5万円である。</p> <p>申請方法は、児童手当受給中の世帯は申請不要で、その世帯に属される高校生分についても申請の必要はない。給付金を辞退する場合は、辞退届の提出が必要である。公務員、児童手当を受給中でない世帯の高校生分、新生児分については申請が必要で、令和4年1月初旬に申請書を発送予定である。</p> <p>支給時期は、児童手当を受給中の世帯については、令和3年12月27日を予定している。その他の対象世帯は、申請を受付後隨時支給する。令和4年1月下旬以降になる見込みである。</p> <p>その他、現在話題となっているクーポン分の5万円についてだが、本市では現金で支給することを決定している。支給</p>

	<p>時期は、今年度中のできるだけ早い時期を予定している。</p> <p>國の方針が再々変わり、現金で10万円を一括支給することも可能となつたが、本市では年内に先行給付分の5万円の支給とクーポン分の5万円を年明け早々に現金で支給する準備を進めていたので、予定どおり2回に分けて支給することとした。</p>
○大下委員長	これより質疑を行う。質疑はあるか。
○児玉委員	この10万円の子育て世帯の給付金については事務費の話がよく出でていたが、1回に支給される場合と2回に支給される場合で、安芸高田市ではどれぐらいの影響があるのか。
○久城子育て支援課長	<p>1回目の支給についての事務費が約300万円である。これがクーポンになった場合は、900万程度見込んでいた。それを現金で一括で支給する場合も、2回に分ける場合もほぼ変わらない。2回目については、300万円まではいかないと思うが、100万円弱ではないかなと思っている。</p> <p>ただ、現在までこの2回目について(クーポン分について)の国からの詳しい通知が来ていない。これが来てから詳細をまた検討したいと思っている。</p>
○児玉委員	<p>2回に分ければ当然事務費はかかるんだろうと思うが、新聞等で見ると、一括で出されてる自治体もあると思う。そういう自治体と比べると、2回に分けると事務費はやっぱり加算されるんだろうと思う。</p> <p>国のいろんな事情があったんだろうが、1回で支給をやられるとの自治体があるということになるとなぜやらなかつたのか。事務費の関係で考えると、コスト的には1回のほうがよかつたのではないかと思うがもう一度考え方を伺う。</p>
○久城子育て支援課長	もし例え、仮に10万円一括支給したとしても、システム改修が必要だった。というのが、高校生や公務員等に対応するようにシステム改修する必要があった。現在のシステムでは先行給付分の5万円についてやっているが、どうしても公務員や高校生分について対応するためにシステム改修を行う必要があったので、そこの事務費はたとえ10万円一括した場合にも同じようにかかっていたと思う。
○石丸市長	<p>児玉委員が言わされたとおり、一括で給付する市町もあるが、しない市町もたくさんある。広島県内においても、そうだと思う。</p> <p>大きな理由が二つある。一つは資金繰りである。</p> <p>今回でいくと5万円配るだけで約1億8,000万円、一発で10万円なら2倍である。2倍のお金を即座に出せるかどうか、かき集められるかどうか、これが一つのポイントである。</p>

		<p>もう一つは、事務の問題である。</p> <p>システムの改修もあるが、既に安芸高田市は、年末に5万円を配りますよという通知を発送してしまっていた。年内に一括10万円となると、当然上書きでそれらも再送しなければならない。そうしてくると、急がないといけないその事務の苦労も出てくるし、受け取った側に不要な混乱が生まれることも懸念された。</p> <p>以上、主には2点の理由によって、年内一括を見送った、対応が出来ないというのが当市の現状である。</p>
○大下委員長		<p>他に質疑はあるか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>以上で、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金についての報告を終了する。</p> <p>ここで10時15分まで休憩とする。</p>

休憩【9：59～10：15】※説明員入替（福祉保健部退室、建設部入室）

		<p>(4) 議案審査【建設部】</p> <p>①議案第74号 市道の路線認定について</p>
○大下委員長		<p>休憩を閉じて会議を再開する。</p> <p>執行部より説明を求める。</p>
○小野建設部長		<p>本案は、主要地方道、千代田八千代線のバイパス事業が完了し、旧県道として残った部分、延長214m、幅員6.7mから9.7mを安芸高田市に引き継ぐため、市道として認定するものである。詳細は担当課長より説明する。</p>
○神田管理課長		<p>図の黄色で表示している道路が本案の道路であり、上根峠の手前、千代田へ抜ける道である。</p> <p>その上に、道路の形状に地番がついている部分があるが、これが、この度開通した主要地方道千代田八千代線のバイパス部分で、千代田方面からゆずりは農道へ向けて通り抜けることができるようになった。これに伴って、旧県道部分を市道として引き継ぐものである。</p> <p>市道名は、現地の字名から源田2号線とした。既にこの付近に源田1号線がある。</p> <p>起点は、図の左上、字源田1016番1地先。終点は右下、字源田1030番4地先。延長は214mである。</p>
○大下委員長		<p>これより質疑を行う。質疑はあるか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>これより討論を行う。討論はあるか。</p>

		<p>(討論なし)</p> <p>討論なしと認め、討論を終結する。</p> <p>これより、議案第 74 号 市道の路線認定についての件を起立により採決する。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求める。</p> <p>(起立多数) ※全員起立</p> <p>起立多数である。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決した。</p> <p>以上で、議案第 74 号の審査を終了する。</p>
--	--	---

(5) 報告事項【建設部】

①安芸高田市有常友住宅・甲田住宅新規入居者の募集停止について

○大下委員長	執行部より説明を求める。
○小野建設部長	常友・甲田住宅を老朽化のために、令和 8 年 4 月をもって廃止しようとするものである。詳細については担当課長から説明をする。
○小櫻住宅政策課長	<p>安芸高田市有住宅は、「常友住宅」、「甲田住宅」、「郡山住宅」の 3 団地があり、それぞれ平成 22 年に旧「独立行政法人雇用・能力開発機構」から購入したものである。</p> <p>雇用促進住宅は、元々勤労者向けの住宅として整備をされ、市が譲り受けてからは市への定住、市内企業への就労の促進について寄与している。</p> <p>鉄筋コンクリート造り 5 階建て、それぞれ 1 団地 80 戸となっており、取得後 10 年間は公共住宅として使用するよう用途指定が定められていた。</p> <p>今回、昭和 51 年建築の常友住宅と昭和 52 年建築の甲田住宅について、建築から 45 年を迎えるにあたり、写真でもわかるとおり老朽化が進んでいるので新規の募集を停止することとした。</p> <p>このような中、層耐火構造の住宅については、広島県の県営住宅についても築後 50 年を目途に老朽化が著しく、改修工事をしても長寿命化の見通しの立たない住宅については用途廃止等が行われている。</p> <p>スケジュールについて、市有住宅については定期建物賃貸借契約によって 4 年を超えない範囲で入居期間を定めている。令和 4 年 4 月から新規の入居募集を停止するが、今、入居されている方については、1 番目の矢印、令和 4 年 3 月に入居期間 4 年の再契約をされる方で、4 年後の令和 8 年 3 月までの入居期間となる。この方の契約が最長となるので、入居期間が終わる令和 8 年 3 月末以降住宅の用途を廃止する。</p>

	<p>2番目の矢印は、令和4年4月以降は入居期間4年の再契約は行わず、当初入居契約の入居期間2年の再契約を結ぶので、令和6年3月に契約が終了する方は、希望によって再度入居期間2年の契約を結び、令和8年3月までの入居期間となる。</p> <p>3番目の矢印については、令和6年4月に契約が終了する方で、令和8年3月までに2年の入居期間が取れないので再契約を行わずに空き室として管理していく。</p> <p>以降契約が切れる部屋について空き室として管理し、令和8年3月末で入居者はゼロとなり、その後用途の廃止を行う。</p> <p>今後はそれぞれの自治会への説明や入居期間が人それぞれ違うので個別資料を作成して配布などを行ってく。</p>
○大下委員長	これより質疑を行う。質疑はあるか。
○石飛委員	<p>スケジュールを見ると、令和8年4月まで契約をそれぞれ解約していくということだが、実際、住宅の賃貸借契約の2年の契約というものが完全に履行できるかというと非常に難しいと思う。事業者用の定期土地賃貸借契約、そういった契約書じゃないと実際には契約期間を定めることが難しい。入居者がおり「ずっと住むよ」と言って主張されれば、完全に追い出すということは非常に難しいと思うが、その辺はどうのに対応されるのか。</p>
○小櫻住宅政策課長	<p>今うちの市有住宅については、借地借家法の入居期間を定めたものの契約書となっている。したがって、当初の入居では2年以内で定める、再契約については4年以内で定めている形になっている。</p> <p>その法律でいくと1年から6か月以内に、次に更新する・更新しない旨を通知することとなっているので、期間が終了したらその旨を通知しておけば、再度、新たな契約を更新しなくてすむという形になる。</p>
○石飛委員	公証役場で公正証書に卷いておく等の必要性はないのか。
○小櫻住宅政策課長	<p>法律の中で契約書等の証書に明記しておくことになるので、厳密に言うと契約書に更新はしないという書き方をしている。再契約は、新たに再度契約を結ぶという形にしている。</p> <p>更新をしないということを契約書に明記しており、再契約についてはその意向を調査させていただいて、再度新たな契約を結ばしていただくという形で進めている。</p>
○石飛委員	そういう更新しないという書き方をしてあっても、法的には引き続き入居するという権利は消せないのではないか。
○小櫻住宅政策課長	借地借家法の中の38条第4項の中に「期間が1年以上ある

	<p>場合について建物の賃貸人は、期間の満了の 1 年前から 6 か月前までの間に建物の賃借人に対し期間の満了により建物の賃貸借が終了する旨の通知をしなければならない」とある。これは、意向調査を今しているが、その時に終了をすることを伝えるという形になっているので、そちらのほうで対応はしている。</p>
○石飛委員	<p>念には念を入れて、それなりに法的な固いものにされるように要望しておく。</p> <p>計画的な個別計画の報告で、すぐ廃止という形じゃないということで安心した。平成 30 年度に個別計画で公営住宅 5 件廃止の予定が示されており、時期は未定という物件が中山住宅、下福田、瀬戸住宅と 5 件あった。それぞれの状況はどうなのか。</p>
○小櫻住宅政策課長	<p>中山住宅について、こちらはもう入居者はいない。ただし、入居者が亡くなられておりまだ荷物が残っている。相続人がいらっしゃるということだが、住宅政策課のほうで所管する法律では相続人を調査することができず、親戚の方や近所の方に聞いて、その方と連絡をとるようにしているがまだできてないということで廃止になっていない。</p> <p>瀬戸住宅については、2 名の方がまだ入居されているが、その方が移転される住宅を近くに確保しているので、計画では交渉を今後始めていきながら、そちらに移っていただいて退去された時点での廃止という形になると思う。</p> <p>下福田住宅についても、今入居者の方が入所されているので、後見人の方と話をさせていただいて、そちらのほうも順次進めていきたいと思う。</p>
○石飛委員	<p>そういうことであれば、廃止の時期はまだ確実に決定はされてないということでよいか。</p>
○小櫻住宅政策課長	<p>今回の場合、入居者がおり普通借家契約ということでいつまで入れるというのが決まっていない。今後、交渉をして出ていただくようになる。もう 1 件の相続人については、相続人が見つかなければ違う方法も考えなければならないが、それが終了次第という形になると思う。</p>
○田邊委員	<p>この常友住宅・甲田住宅は入居率が 94% と 90% で比較的多いと思うが、これは単にこの契約期間で出てくださいということなのか、別のものがあるのでそちらに移ってくださいということなのか、市としてはどういうふうな取組をされるのか。</p>
○小櫻住宅政策課長	<p>特に次のものを用意しているということではない。元々公営住宅法に載っている住宅ではなくて、勤労者のために雇用</p>

	<p>促進機構が建てられたものである。通常これを建て替えたりして公営住宅をつくる場合、所得制限がかかってくるので、今入られてる方全員がそちらのほうへ入ることは不可能な状態になってくると思う。</p> <p>したがって、先ほど説明させていただいたが、4年間という長いスパンをとって、契約が終了している方について順次出ていっていただくという形になると思う。</p>
○芦田副委員長	<p>令和8年4月で常友住宅と甲田住宅の用途廃止となっているが、二つの住宅とも老朽化が激しいので、用途廃止の時期が来ているのかと思う。用途廃止後の計画について何か現時点で決まっていることがあるのか伺う。</p>
○小櫻住宅政策課長	<p>現時点では決まったものはない。ただ建物はひどいので、どうしても用途廃止後は解体していくという形にはなってくると思うが、どちらとも立地的にはとてもいい場所でまとまった面積のある土地なので、これからしっかりと考えていきたいと思う。</p>
○田邊委員	<p>今、入居されてる方は一応出てくださいという流れということだが、やはり住居を変わるというのは、住まれてる方には大変な負担になってくると思う。例えば今後、引っ越し費用の一部を補助しますというような施策というのは考えておられるのかお聞きする。</p>
○小櫻住宅政策課長	<p>元々古い建物をうちのほうも譲り受けている。したがって、こういうことも想定されていたので、先ほど説明した定期借家という形で期間を早めに告知させていただいてその後の用途廃止ということをしている。これが公営住宅だと期間が定められてないのでどうしても移転補償費とか次の物を定める形になっているが、今回のこの住宅についてはそういうものは考えていない。</p> <p>また、総務省の統計の数値で、30年にあった住宅土地統計では、安芸高田市が持っている公営住宅497戸を含めて2180戸のアパート等の貸家がある。この中で450戸余りが空き室という形で統計では出ている。したがって、今、収入がある方が入居されているので、民間の住宅も空いている所が結構あるのではないかと考えている。</p>
○石飛委員	<p>平成29年度には安芸高田市の公共施設等総合管理計画個別計画をお示しいただいて、安芸高田市全体の施設に対する計画がどういうものであるかをお示しいただいたことがある。</p> <p>もう4年たっているので、また改めてそういう一覧表をお示しいただいて、今後の市の方といふものをわかりや</p>

		すぐ議会に提出していただくよう市長に要望したいがどうか。
○石丸市長		<p>まず、大前提として、6年も7年も前に作られている総合管理計画、これの認識をしっかりと持っていただく。これが大前提である。</p> <p>これすらできていないのに、その先を言うのは時期尚早だと思う。</p>
○石飛委員		私は、一覧表にとりまとめた個別計画を議会にお示しくださいというお願いをしたのだが。
○石丸市長		伝わっていなかつたようなのでもう一度申し上げる。何よりも必要なのは総合管理計画の認識の周知徹底である。もう既に7年たっている。市民の代表たる議員の皆様の責任は極めて重大である。職務の全うを願う。
○石飛委員		<p>先ほど、市有住宅にあわせて中山住宅の件も言った。市からお示ししていただいたものは、過去のものであって新たなものが出ていない。</p> <p>市長の肝煎りで、公共施設を30%削減目標というものをとにかく焦っているのであれば、それをお示しいただきたい。</p>
○石丸市長		<p>いつから私の肝煎りになったのか。私もびっくりしてしまって、皆さんのが肝煎りではなかつたのか。7年前にこの場にいらっしゃった方の肝煎りだったんだと認識をしている。</p> <p>そして焦っているのは私ではなく、安芸高田市である。市民全員が焦らなければならないはずだが、まだ焦っていない人がいるとすれば驚きである。</p>
○石飛委員		対話をしましょう。協議をしましょう。そういった言葉尻をつかまえて、7年前どうだったこうだった、あの時はどうだ、お前らが悪いというような言い方ではなく、ある資料をテーブルに乗せて協議していこうと言っている。
○大下委員長		石飛委員に申し上げる。この報告については、常友住宅と甲田住宅の入居募集の停止についてのことなので、他のことについては、後ほどということでお願いしたいと思う。
○石飛委員		市長がその気がないのであれば、言いようがない。
○大下委員長		<p>これより質疑を行う。質疑はあるか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>ただいまの石飛委員の質疑に関して、委員会としても報告事項を求めていきたいと思うので、その点御了解いただきたいと思う。</p> <p>以上で、安芸高田市有常友住宅・甲田住宅新規入居者の募集停止についての報告を終了する。</p>

②令和3年発生公共土木施設災害の状況について	
○大下委員長	執行部より説明を求める。
○小野建設部長	令和3年7月・8月災害について現在の状況を報告する。 詳細は担当課長より説明する。
○河野すぐやる課長	<p>安芸高田市が管理している公共土木施設の災害について、国庫対象箇所は7月災害では河川2件、道路2件、8月災害では河川34件、道路17件、7月、8月合わせて55件。小災害対象箇所は7月災害では河川6件、8月災害では河川11件、道路3件、7月、8月合わせて20件となっている。</p> <p>国庫負担対象事業箇所は、現在、国の査定を終えたので、小災害とともに実施に向けて設計を進めている。</p> <p>工事の発注については、現在、国庫対象箇所18件の発注を行っている。今後の予定としては、小災害工事と合わせ全件を年度内に発注し、工事を進める予定としている。</p> <p>表にはないが、土砂撤去等の応急工事については完了している。</p>
○大下委員長	<p>これより質疑を行う。質疑はあるか。 (なし)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>以上で、令和3年発生公共土木施設災害の状況についての報告を終了する。</p>
③広島県水道企業団事業計画骨子（案）について	
○大下委員長	執行部より説明を求める。
○小野建設部長	本年4月に、県内の水道事業者で水道事業の統合に参画を検討している事業体が広島県水道企業団設立準備協議会を組織し、先般、その協議会において事業計画骨子（案）の提示があった。詳細は担当課長より説明する。
○聖川上下水道課長	<p>この計画は、水道企業団の組織体制、業務運営、施設整備、財政運営など、企業団の基本的な事項を取りまとめるものである。</p> <p>基本理念・基本方針には、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給することを第一に掲げ、持続可能な水道システムの構築を目指すこととされている。その土台の上に、水道変革のフロントランナーとして、国内外の水道の発展に貢献することとしている。また、企業団の取組の基本的な方向性として、上質なサービスの提供、施設・維持管理の最適化、組織・管理体制の強化の3点を掲げている。</p> <p>計画期間は、企業団が事業を開始する令和5年度から14</p>

年度までの 10 年間となる。

右側に移って、第 2 章で、15 市町の水道事業の概況と将来見通し、課題をまとめているが、今後、人口減少等に伴う水需要や給水収益の大幅減少、施設の老朽化による更新費用の大幅な増加などが見込まれており、水道の専門知識や技能を有する人材の確保・育成とともに、早急にかつ的確に対応していく必要がある。

第 3 章「組織・職員計画」。

企業団の経営形態は、特別地方公共団体である広域連合企業団とし、地方自治法に基づき企業団議会、企業長、監査委員、選挙管理委員会を設置することとなる。企業団の事務局は、本部と 16 事務所体制（15 市町と県広島水道事務所）と示されている。

なお、令和 5 年 4 月の事業開始時には、構成団体（15 市町と県）から職員の派遣を受けることとし、現行の職員数を基本に職員定数を定めて事業を行うこととしている。

右側に移り、第 4 章、企業団で独自に構築する通信基盤と情報システムの整備計画。

企業団では、個人情報を含む多様な情報を取り扱うことから、ゼロトラストネットワークの構築による強固なセキュリティ対策を講じる。その上で、総務系システムについては事業開始時までに構築するとともに、業務系システムについては、令和 7 年度までは既存の各種システムを活用しつつ、令和 8 年度のシステム統一を進めていく予定である。

3 ページ目に移り、第 5 章、企業団の業務運営計画。

企業団の事業開始時は、15 市町と県の現行の運営体制を維持しつつ、構成団体のノウハウや技術力を結集し、運転監視・保全業務や水質管理などの業務について、順次、集約化や効率化を図るとともに、業務水準や住民サービスの向上に取り組むこととなる。

また、国の交付金を活用した施設の再編整備は、本部が工事を執行し、管路更新などの工事は各事務所において執行し、必要に応じて本部がバックアップできる体制とし、更に、企業団と構成団体の市町・県が緊密に連携し、様々な危機事案に迅速・適切に対処できる危機管理体制を整備する計画である。

4 ページをお開きいただきて、第 6 章、施設整備計画。

将来の水需要の減少を見据え、水道施設の再編整備を進め、配置や規模の最適化を図っていく計画である。また、基幹管路の耐震化をはじめとする施設の強靭化やバックアップ機能

	<p>の強化にも取り組むこととされている。</p> <p>3 の危機管理対策の中に、基幹管路の耐震化率の取組概要が示されている。令和 14 年度までに全国平均以上に引き上げることを目標に取り組むとともに、危機事案発生時の断水対策も充実することが明記されている。</p> <p>なお、4 の施設整備費については、国交付金が活用できる令和 14 年度までの 10 年間で集中的に整備することにより、計画期間 10 年間で 1,788 億円が予定されている。</p> <p>5 ページ目に移り、第 7 章、財政運営。</p> <p>会計は、構成団体の事業ごとに区分経理し、施設整備や危機管理対策、サービス向上などの取組を着実に推進するため、効率的かつ効果的な財政運営を行っていくこととする。</p> <p>水道料金については、構成団体ごとの料金を維持するとともに、将来の更新需要や収支見通しを踏まえ、概ね 5 年ごとに料金水準について見直しを行い、必要な場合は、構成団体の意見等も踏まえて料金改定を行うことが計画されている。また、水道用水供給事業については、構成団体に対する料金を 8% 減額することとされている。</p> <p>これらを踏まえて、構成団体ごとの収支見通しを試算した結果、構成団体が単独経営を維持する場合と比べ、すべての会計で収支は改善し、水道料金の上昇額の抑制が見込まれている。</p> <p>6 ページに移り、効果のまとめだが、水道料金の上昇額が抑制されるとともに、施設の再編整備や維持管理の効率化、DX の推進による効率化、経営統合を機に 10 年間交付される国交付金収入の活用などにより、40 年間で 941 億円（24 億円/年）の統合効果が得られる見込みとなっている。</p> <p>7 ページ以降は、各地区の主な整備内容を取りまとめたものである。安芸高田市関係分については、10 ページ右側になる。1 項目、安芸高田市の 26 浄水場の廃止・土師広域浄水場からの送水に切り替えが、整備期間令和 5 年度から 20 年度まで、整備費 116 億円となっている。</p> <p>2 項目目、三次・安芸高田市間の緊急時連絡管整備が、整備期間令和 5 年度以降、整備費 1 億円となっている。</p> <p>これらの事業は、広域化に係る施設の再編整備として国交付金の対象となる。</p> <p>なお事業計画骨子（案）の詳細については、企業局のホームページに掲載されている。ご確認いただければと思う。</p>
○大下委員長	これより質疑を行う。質疑はあるか。
○児玉委員	5 ページに安芸高田市の水道事業で水道料金の見込みが書

	いてあるが説明をいただきたい。
○聖川上下水道課長	<p>市からの繰入金は令和2年度のものを固定した状態で、毎年度の実施事業費と水道料金の収入の増加分、減少分等を試算して、水道料金がどうなるかを単独経営の場合と統合でやった場合とで試算をしている。</p> <p>事業費的には統合でやった場合、10年間で約90億の工事が見込まれている。単独経費だと62億ぐらいの更新費用がかかるが、国の交付金等を受けられる、受けられない等の諸条件があり、単独経営でやると統合でやる場合に比べてさらに料金が高くなるという状況である。</p>
○児玉委員	水道料金の見込みで、安芸高田市水道事業の令和2年度供給単価は、立米あたり209円。令和14年になって単独経営だと供給単価408円、統合すると334円。209円から334円に実質は上がると見たらいいのか。
○聖川上下水道課長	供給単価の求め方は、全体の料金収入を、元となった水の量で割った時に1m ³ あたりが209円というのが現状である。そして、将来的に料金をこれぐらいもらわないと收支が合わないよという金額を、10年先で売れる水の量を推計したもので割った時の単価が334円という推計である。
○児玉委員	<p>そうすると世帯数とどう運動するかわからないが、少子化でいざれにしても非常に厳しくなり単価は上がってくる。統合しなかったらもっと上がるということだと思うが、そういう説明をしようと思うと、住民にとって統合で何がうれしいのか、何が悲しいのかわからない。</p> <p>我々したら事業の中身等を具体的に把握しないといけないが、市民の皆さんにとっては単純に安全な水が安く欲しいということである。しかし、基本的には上がるということになるので、説明をする場合はそこらをしっかりとわかりやすく、書いていく必要があると思う。</p> <p>これは悲観的に見られてるのか楽観的に見られてるのかよくわからないが、当然想定よりばらつくだろうと思う。そうすると、ばらつきの範囲もある程度これぐらい予想してますよというように出されたほうが、もっと市民の皆さんに我々としても説明しやすいし、わかりやすいんじゃないかと思うが、そういうたところはいかがか。</p>
○聖川上下水道課長	これは、10年間で国の補助金をもらって事業ができるところで事業を詰め込んでいる部分もある。それが10年間で今目標としている部分が全てできた場合に、固定資産とかそういったものが大きく膨らみ、それが料金に影響が出てくる部分もある。しかし、残念ながら10年間でここまで事業ができな

	<p>かつた時には、固定資産自体がそこまで上がらない可能性もある。</p> <p>逆に人口減少がそれほど進まなくて、今の状態ぐらい水が売れるということもないこともないかもしれない。そこらのことも含めて増減を示すということになると、少し難しいことになるが、希望的に観測しているわけでも悲観的に観測しているわけでもなく、ただ、機械的に試算を現状しとるという形で御理解願いたい。</p>
○児玉委員	<p>非常に説明は分かる。問題はこの数値が一人歩きするのが怖いことである。例えば令和14年度に334円、これより上がるとなると、一般会計からまわしますと。極端に言えば取っちゃう可能性もあるわけである。それをとても危惧する。</p> <p>この数値は一体どういう使われ方をするかという部分をしっかりと説明を加味されたほうが、住民の皆さんも後で誤解されることがないんじゃないかなと思ってお伝えしている。そこらを考えながらまた資料づくりを考えていただければ思う。</p>
○石丸市長	<p>むしろ私は、一人歩きしたほうがいいのではないかと思う。</p> <p>おそらく、7年前も同じ発想で、例の計画を大事に大事に奥のほうにしまわれ、結果、外に出ることなく7年が経過したのではないだろうか。</p> <p>この前の決算説明会で参加された方、7月にも説明会をやったが、大体8割、9割超の方が2回目の参加だった。なので、市民の中では特に意識の高い方々だが、その皆さんでも総合管理計画知らんと。「20年で30%減らさないといけない。なぜならば、1,000億を超える費用がかかる。」その認識がない人たちがほとんどであった。その意味では、ここにある数字、もちろん丁寧な説明は必要だが、これ自体ができるだけ早く、知らせていくこともまた大事だと思う。</p>
○児玉委員	<p>確かにおっしゃるとおり、全体的に見て人間というのは極端に言えばいわゆる茹でガエルである。なってみないとわからない。環境問題もそうだろうと思う。</p> <p>そういったところは人間としては確かに持っているので、そういったところは大いに反省はしないといけないが、結局のところ目の前に来て、いざというのが現実だろうと思う。そうしたところでやり方として今市長がおっしゃるようにこの数値をぼんと出すというやり方も当然あると思う。そこはいろいろ御検討いただければいいと思う。</p> <p>いずれにしても市民の皆さんにどう理解していただくかというの、茹でガエルにならんためにどういう情報の発信を</p>

	<p>いたらいいんだろうかというのを、これはしっかりと執行部のほうも考えていただかないといけないし、我々も考えないといけない。</p> <p>そういうところでしっかりとご判断をいただきたいと、そういう提案を申し上げてるだけなのでよろしくお願ひしたいと思う。</p>
○熊高委員	<p>5 ページの数値は既に中国新聞に掲載され、この数値は市民の多くの皆さんが確認されておると思う。その中で、大崎上島が 230 円の料金が 253 円で 1.1 倍になるということであり、いろいろ地理的な条件等も加味して試算をされたということなんだろうが、なぜ安芸高田市は 1.6 倍になるのか。</p> <p>この莫大な資料の中を読み解けばあるかもしれないが、どうして安芸高田市は 1.6 倍になるのか。統合しても 1.6 倍になるという説明がわかりやすくできることも必要ではないかなという気がする。その辺のお考えがあればお伺いしたいと思う。</p>
○聖川上下水道課長	<p>料金が上がる要因としては、古い施設がたくさんあり、それを更新しなくてはいけない。統廃合を行うにあたって、地域を結ぶ配水管も整備をしていかないといけない。他の市町に比べてこれらの整備する量がこの 10 年間で極めて多いというのが最大の要因である。</p>
○石丸市長	<p>補足をする。令和 14 年度で区切ると高い低いが点数で出る。しかし、もっと先を延ばせば、例えば、庄原が 1.15 でまだ低いじゃないかとなるが、1.15 で横ばいではない。その後、インフラは更新時期が来るので、ぐーんと跳ね上がる。うちにはそれが早い。</p> <p>うちが先に上がってて、他は後から来る。総合管理計画があるが、どの自治体も同じ運命を基本的にはたどる。もちろん、人口密度等の影響で上がる水準が高い低いはある。例えば三原はこの後上がったとしてもうちはほどは上がらないはずである。ただ、やがて来る、それは同じ運命だと、そのように御理解いただければと思う。</p>
○熊高委員	<p>そのように言っていただければ随分わかりやすいと思うので、そういったところを含めて、市民の皆さんにも理解を得るという手法で伝えていっていただきたい。今のように、現状がこうだから 10 年先はこうだけどもという、その辺が大事なんだと思うので、その辺をしっかりと踏まえた説明を市民に伝えるということが大事かなと思う。</p> <p>もう 1 点給水エリアの問題。普及率の問題もあるが、給水エリアというのは今後どのように考えた中でのスケジュール</p>

		になるのか。
○聖川上下水道課長		<p>今、給水している区域、人口で言うと約9割の地域に整備ができている状況である。その地域を一つの浄水場で統廃合をしていく計画ではあるが残る浄水場もある。今のところ計画上は川根と美土里の生田であり、ここについては、給水区域 자체はそのまま残して経営をしていくことを考えている。</p> <p>それ以外の地域を整備していくに当たり、現在給水区域でない部分を送水管が通ることがあれば、その地域については、未普及が解消できることがあろうかと思う。ただ、これは、令和5年に基本計画からスタートして詳細設計等を行っていく中で検討していくものとなるので、今現在、どこが解消できるとか、そういったことは回答できない。しかし、現在供給している区域については、引き続き供給は続けていくということは大前提としてある。</p>
○熊高委員		確認だが、美土里と川根はこの中に入らず、分離して考えるという意味か。
○聖川上下水道課長		美土里の生田と川根の給水区域については、他の給水区域との距離が非常にがあるので、その2ヶ所の浄水場については、引き続き運転して供給を続ける。それ以外の浄水場については、ここで浄水しているものを新しく計画している浄水場からの送水に徐々に切替えていくという計画である。
○熊高委員		現在給水をしている区域からもう少し延長してほしいという地域の要望等が現在でもあるが、そういった見通しも含めた検討になっているのか。
○聖川上下水道課長		<p>今、提示しているものについては、現状経営している浄水場を統廃合するというのがまず大前提である。施工していく過程の中で、考えられることがあれば、当然それについても安芸高田市の負担で工事をすることになるので、そこらの費用対効果も含めて今後の検討をしていくという形になる。</p> <p>現在ここへ出しているものについては、現在経営している区域をつなぐというものであって、給水していない区域をこれでどうしましょうというようなものではない。</p>
○大下委員長		<p>他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>以上で広島県水道企業団事業計画骨子（案）についての報告を終了する。</p>
④安芸高田清流園の資源化設備の休止について		
○大下委員長		執行部より説明を求める。

○小野建設部長	これについては、本年 6 月 23 日の産業厚生常任委員会において報告させていただいたが、現状について改めて報告をするものである。詳細は担当課長より説明する。
○佐々木上下水道課特命担当課長	<p>まず 1 の要旨について、清流園では資源化設備に係る修繕費等が増大しており、施設管理において、今後さらに財政負担が大きくなるので、今年度で資源化設備を休止し、コスト削減を行うこととした。この休止時期についての報告をする。</p> <p>2 の現状について、資源化設備を休止することにより、脱水汚泥を民間の処理施設へ搬出するため、この搬出に必要な施設の改修工事を施工しており、令和 4 年 2 月末に改築工事が完成予定である。</p> <p>3 の検討・協議事項の整理について、(1) 汚泥の搬出先については、年間約 370 トンの搬出汚泥と見込んでいる。これについては民間業者と協議を行って調整をつけている。</p> <p>(2) 施設の改修については、汚泥を乾燥させて炭化肥料にしている工程を改築し、脱水した汚泥を場外に搬出する。この施工については、12 月より施工をしている。ただし、通常どおり、平日はし尿等の受入れをする必要があるので、主には土曜日、日曜日を利用して施工している。(イ) この改築に係る経費については、令和 3 年度予算の工事請負費で対応している。</p> <p>(3) の削減について、資源化設備の休止により、年間削減額は約 3,700 万円となる。</p> <p>4 の今後の予定について、施設の改築が令和 4 年 2 月末に完成する見込みである。3 月中に、汚泥搬出に係る機器調整及び作業調整を行い、令和 4 年 4 月から資源化設備での炭化製造を中止とする。</p> <p>最後に 3 ページの図面で、汚泥搬出に係る改築内容について説明する。</p> <p>図面の中央に管理棟がある。上段の拡大図で説明をする。</p> <p>通常のし尿等の受入れは、バキューム車が A のトラックスケールに入り計量を行い、B の受入室で、バキュームからし尿、浄化槽汚泥を投入する。投入後は C の受入後室で、再度、車本体や積載タンクの確認を行い、施設外へ出していく。</p> <p>今後の改築では、受入後室の壁面を一部取壊し、汚泥搬出用の車両出入口となるよう、幅 3.5m、高さ 3m の電動式シャッターを取り付ける。</p> <p>車の図の下の黒丸が二つあるが、これが脱水汚泥の搬出口となる。この搬出口については、既存の状態で利用ができるので、配管等の改築の必要はない。</p>

○大下委員長		<p>これより質疑を行う。質疑はあるか。 (なし)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>以上で安芸高田清流園の資源化設備の休止についての報告を終了する。</p> <p>ここで 11 時 25 分まで休憩とする。</p>
--------	--	--

休憩【11：13～11：25】※説明員退席（建設部退室、産業振興部入室）

(6) 報告事項【産業振興部】

①令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による農地・農林業施設災害の状況について

○大下委員長		執行部より説明を求める。
○重永産業医振興部長		令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による農地・農業用施設、林業施設の被災状況について報告する。詳細は担当課長より説明する。
○森田農林水産課長		<p>まず農業災害について、国庫補助対象災害としての申請件数は農地 109 件、農業用施設 45 件、合計 154 件である。この数値は、国庫補助対象災害として査定を受ける件数で、災害箇所数については 9 月の本委員会で報告したとおりである。現在 11 月 24 日から 12 月 24 日まで間、国の査定を受検しており、その結果によっては件数の変更もある。</p> <p>次に林業災害について、国庫補助対象災害としての申請件数は林道灾害 4 件である。林道灾害については、12 月 21 日から 23 日まで査定を受けるようにしている。</p> <p>工種別及び地域別については資料の通りである。</p> <p>国庫補助対象外の災害に対する市単独補助金の申請件数は小災害 106 件、土砂撤去 195 件である。</p> <p>今後は、今回の災害が激甚指定されたため、来年 1 月末までに補助金增高申請を行い、その後、実施設計、県の審査、入札等の事務の流れになるが、いずれにしても、早期復旧に向け事業を進めていく。</p>
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○熊高委員		林道の災害箇所が 4 件だが、規模的にはどの程度のものなのか。
○森田農林水産課長		林道については、八千代町と吉田町で査定を受けるようしている。主には路肩の崩壊であったり法面の崩壊等である。
○熊高委員		金額的なものの見込みを今の時点で分かる範囲で教えていただきたい。
○森田農林水産課長		概算ではあるが、吉田町が 1 路線 5 か所の工事で 4,200 万円、八千代町が 3 路線 7 か所で 3,700 万円を見込んでいる。
○熊高委員		次に土砂撤去について、これはかなりの件数で一番市民の

		皆さん的生活に関わる部分だと思う。規模の大小はあると思うが、大きいのはこれくらい、小さいのはこれくらいからというのがあれば示していただきたい。
○森田農林水産課長		この土砂撤去については上限が 50 万円というふうに設けて申請を受け付けている。受けた件数まで数えていないが、かなりの件数がある。少ないものは数千円単位からの申請もあるが、土砂撤去で 50 万円ということになると、1 立米 3,500 円での計算なので、かなりの量であり、今のところ 50 件前後であろうかと思う。
○金行委員		今回の災害で、査定して工事が終わるのに 1 年以上かかると思う。そうした時に農家の方からは水路を仮でもいいから直したいという意見が出ていると思う。 仮でもポンプアップをしてやるという考えがあるのか伺う。
○森田農林水産課長		国庫補助対象の作業復旧については、3 年を見込んでいる。その間の被災した水路等に水を通すための仮の応急処置については、単市補助で上限 50 万円、45% という制限もあるがそちらのほうで対応してもらうように話をさせていただいているところである。
○秋田委員		国庫対象の田んぼの災害について 103 件と結構な数である。今 3 年という答弁をいただいたと思うが、差し向きは来春に向けて、もう間に合わないところはかなりあるんだろうと思う。そういうたところの農家の人たちをどう思いよってか、あるいは、何らかの答弁等をされているのか、そこらあたりのこと伺う。
○森田農林水産課長		今回、国庫補助対象として農地を上げているものについて、田んぼについては、畦畔が落ちたものに限られている。そこを来年度以降耕作するということになると、ご自分で仮のあぜを作っていただいたり、あぜ波で仕切っていただく。 中には工事が終わるまで休むと言われる方もいらっしゃるが、たちまちはやっぱり耕作を続けるということになると、水をためるために自分であぜを作っていただいたり、あぜ波で仕切りをしていただくということを話している。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 以上で令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による農地・農林業施設災害の状況についての報告を終了する。 執行部退席のためここで暫時休憩とする。

暫時休憩【11：32～11：32】※説明員退席（産業振興部退席）

(7) その他

①閉会中の継続調査について

○大下委員長

休憩を閉じて会議を再開する。

その他の項に入る。

閉会中の継続調査事項について協議願う。

お手元の資料の内容以外に追加項目等の意見はあるか。

暫時休憩する。

暫時休憩 【11：34～11：50】

○大下委員長

休憩を閉じて会議を再開する。

先ほどご意見いただいたとおり、別紙一覧 37 項目を閉会中の継続調査事項として申し出をする。

以上のこと異議はないか。

(異議なし)

異議がないので、さよう取り計らう。

その他に皆さんからあるか。

(なし)

ないようなので「その他」の項を終了する。

本日の議案審査にかかる委員会報告書の作成について意見があつたら発言を願う。

(意見なし)

委員会報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに異議ないか。

(異議なし)

異議がないのでさよう決定した。

以上で本日の委員会の議事はすべて終了した。

これをもって第 7 回産業厚生常任委員会を閉会する。

【11：51 閉会】

安芸高田市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会産業厚生常任委員長

第7回産業厚生常任委員会まとめ（令和3年12月17日）

項目	議題	まとめ
1	議案第71号 安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例	原案可決（全員賛成）
2	議案第72号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決（全員賛成）
3	議案第73号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決（全員賛成）
4	新型コロナワクチン接種について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
5	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について 【報告事項】	執行部より報告を受けた。
6	議案第74号 市道の路線認定について	原案可決（全員賛成）
7	安芸高田市有常友住宅・甲田住宅新規入居者の募集停止について 【報告事項】	執行部より報告を受けた。
8	令和3年発生公共土木施設災害の状況について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
9	広島県水道企業団事業計画骨子（案）について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
10	安芸高田清流園の資源化設備の休止について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
11	令和3年8月11日からの大雨による農地・農林業施設災害の状況について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
12	閉会中の継続調査について	別紙一覧の37項目を閉会中の継続調査とする。